

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	加東市

加東市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	産業振興部農地整備課
所在地	兵庫県加東市社 50 番地
電話番号	0795-43-0519
FAX 番号	0795-43-0552
メールアドレス	nochi-seibi@city.kato.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、カラス、アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、カワウ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	兵庫県加東市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、野菜類、果樹	7,368 千円 5.90 ha
シカ	水稲（苗）、野菜類、果樹	12 千円 0.01 ha
カラス	水稲（苗）	-- 千円 -- ha
アライグマ	水稲（苗）、野菜類、果樹	383 千円 0.08 ha
ヌートリア	水稲（苗）、野菜類、ため池（穴）	-- 千円 -- ha
ハクビシン	水稲（苗）、野菜類、果樹	-- 千円 -- ha
カワウ	--	-- 千円 -- ha

※品目は地区間取り等より

※被害数値は兵庫県報告「R3 農作物被害状況報告」より（シカのみ「R2 農作物被害状況報告」より）

(2) 被害の傾向

イノシシ	草木の球根などを求めて圃場の畦畔・水路を掘り崩し、ゴルフ場の芝を掘り返す等様々な被害が年間を通して発生しており、水稲、野菜類、果樹の食害がある。 また、集落内道路を夜間歩く姿も目撃されている。
シカ	近年、目撃情報が増加しており、果樹の食害や田植え直後の水稲苗に対する食害がある。 また、自動車との衝突による交通事故が発生している。
カラス	直播で蒔いた粃種の食害がある。 また、ゴミステーションの可燃ゴミを荒らすなど生活被害が増えている。
アライグマ	田、畑やハウス等に侵入し、水稲苗、野菜類、果樹の食害がある。 また、家屋に侵入して糞尿をするなど、1年を通して被害が発生している。
ヌートリア	水辺や水路付近の水稲苗の食害がある。 また、池の堤体に巣穴をあける被害が発生している。
ハクビシン	アライグマと同様の被害が発生している。
カワウ	糞による生活環境被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
イノシシ	7,368 千円 5.90 ha	△30% 5,158 千円 4.130 ha
シカ	12 千円 0.01 ha	△30% 8 千円 0.007 ha
アライグマ	383 千円 0.08 ha	△30% 268 千円 0.056 ha

※カラス、ヌートリア、ハクビシン、カワウは、現状値が無いため設定しない。

※捕獲目標頭数の30%増、金網柵の設置推進等により、被害額・被害面積の30%削減を目指す。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題																
捕獲等に関する取組	<p>【捕獲体制の整備】</p> <p>(一社)兵庫県猟友会加東支部と委託契約し、猟友会による捕獲班が有害鳥獣捕獲・傷病野生鳥獣緊急処理を実施している。</p> <p>加東市アライグマ・ヌートリア防除実施計画に基づき、特定外来生物捕獲活動を実施している。</p>	地区からの要望に対して、早急な捕獲活動の実施																
防護柵の設置等に関する取組	<p>【侵入防護柵の設置・管理体制】</p> <p>直近3か年の設置延長 (累計)</p> <p style="text-align: center;">(単位: m)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>柵の種類</th> <th>令和元年</th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金網柵</td> <td>45,640</td> <td>49,646</td> <td>54,092</td> </tr> <tr> <td>ワイヤーメッシュ柵</td> <td>9,386</td> <td>10,039</td> <td>10,514</td> </tr> <tr> <td>電気柵</td> <td>48,591</td> <td>52,118</td> <td>54,118</td> </tr> </tbody> </table>	柵の種類	令和元年	令和2年	令和3年	金網柵	45,640	49,646	54,092	ワイヤーメッシュ柵	9,386	10,039	10,514	電気柵	48,591	52,118	54,118	地区による防護柵等の点検補修や維持管理の徹底
柵の種類	令和元年	令和2年	令和3年															
金網柵	45,640	49,646	54,092															
ワイヤーメッシュ柵	9,386	10,039	10,514															
電気柵	48,591	52,118	54,118															
被害防止の啓発に関する取組	<p>【鳥獣の習性・被害防止技術等の普及】</p> <p>地区からの被害報告に伴い、現場確認やセンサーカメラによる観測を行い、加害個体の動きを報告している。そして、市民からの相談の際にアドバイスを行っている。</p> <p>また、鳥獣対策セミナーを実施し、市民向けに啓発活動を行っている。</p>	被害状況に応じた、的確な情報提供																

(5) 今後の取組方針

『地域ぐるみで取り組む集落柵整備と加害個体の集中捕獲』 農作物に被害を与える加害個体を効率的に捕獲するために、捕獲場を限定し、耕作地への侵入を防ぐことを目的として、地域による侵入防護柵の設置を支援する。	
1. 【捕獲体制の強化】（個体数調整）	捕獲要望等に対し、加東市鳥獣被害対策実施隊による早急な現場調査を実施し、速やかに捕獲実施者へと繋ぐ体制を整備する。また、ICT等を活用し、見回り・捕獲の効率化を図る。
2. 【侵入防護柵の設置・管理体制】（被害防除）	県・市・地区が連携して、国庫補助事業、県単独事業及び市単独事業を活用し、加害鳥獣の獣種に応じて効果的な柵を設置する。また、市が策定した「加東市金網柵等設置緊急五か年計画」に基づき、金網柵の整備を推進する。
3. 【緩衝帯の設置】（生息環境管理）	県・市・地区が連携して、国庫補助事業、県単独事業及び市単独事業を活用し、侵入防護柵との一体整備を含めたバッファゾーン整備等を行う。
4. 【鳥獣の習性・被害防止技術等の普及】（被害防除）	加東市鳥獣被害対策実施隊による経常的な啓発及び兵庫県森林動物研究センターとの連携による鳥獣対策セミナーを継続的に実施することで、市民の獣害に対する知識の向上を図る。また、集落に対して被害発生箇所・時期・作物について調査を行い、その内容を整理し、対策について集落とともに検討し、周知していく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

イノシシ・シカ・カラス・ハクビシン・カワウの捕獲	「加東市鳥獣の捕獲等及び鳥獣の卵の採取等の許可等に関する規則」で定める有害鳥獣捕獲許可の対象者に委託して実施する。
アライグマ・ヌートリアの捕獲	「加東市アライグマ・ヌートリア防除実施計画」に基づき実施するものとし、地域住民等と協力し、効果的な捕獲・防除を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R5～7	イノシシ シカ カラス アライグマ ヌートリア ハクビシン カワウ	実施隊（市職員）による防除の推進、有害鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等については、狩猟免許修得にかかる支援を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方											
イノシシ	<p>兵庫県が作成する「第3期イノシシ管理計画」において、イノシシは個体数変動が激しい動物であり、増加率の推定も適切な野外調査方法がなく生息数の推定は誤差が大きいことから、推定生息数は参考に留めることとし、長期的な年間捕獲目標は設定しないとされている。</p> <p>よって、本市では、平成30年から令和3年までの有害捕獲数の最大数58頭（※1）及び今後の捕獲体制の強化を考慮し、捕獲計画数を設定する。</p> <p>※1：イノシシ（有害捕獲数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>捕獲数</td> <td>28</td> <td>22</td> <td>49</td> <td>58</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H30	H31	R2	R3	捕獲数	28	22	49	58
年度	H30	H31	R2	R3							
捕獲数	28	22	49	58							
シカ	<p>兵庫県が作成する「第3期ニホンジカ管理計画 令和4年度事業実施計画」では、令和4年度の県の目標捕獲数は46,000頭と設定されている。目撃効率と森林面積を基に市町の捕獲目標数が定められており、本市の捕獲目標数は、狩猟によるものを含み41頭となっている。</p> <p>現状、市内での捕獲実績は少ないが、目撃情報の増加を考慮し、捕獲計画数を設定する。</p>										
カラス	<p>捕獲数は年度により違いがあるが、群れが確認されている地域があり、今後も捕獲を継続する必要があることから、前計画と同数を捕獲計画数として設定する。</p>										
アライグマ	<p>特定外来生物に位置付けられているアライグマは、県の方針としても根絶を求められているため、可能な限り捕獲する。</p>										
ヌートリア	<p>アライグマと同様に特定外来生物に位置付けられており、可能な限り捕獲する。</p>										
ハクビシン	<p>平成30年から令和3年までの有害捕獲数の最大数19匹（※1）及び今後の捕獲体制の強化を考慮し、捕獲計画数を設定する。</p> <p>※1：ハクビシン（有害捕獲数）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>捕獲数</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H30	H31	R2	R3	捕獲数	11	5	10	19
年度	H30	H31	R2	R3							
捕獲数	11	5	10	19							
カワウ	<p>群れが確認されている地域があり、生息数が増加すると鮎漁への影響が懸念されるため、被害を抑制する適正な捕獲を行う。</p>										

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	80	80	80
シカ	30	30	30
カラス	50	50	50
アライグマ	可能な限り捕獲		
ヌートリア	可能な限り捕獲		
ハクビシン	25	25	25
カワウ	被害拡大を抑制する適正な捕獲		

捕獲等の取組内容	
イノシシ シカ	『地域ぐるみで取り組む集落柵整備と加害個体の集中捕獲』の方針に基づき、侵入防護柵の設置により捕獲場を限定し、捕獲檻を効果的に設置して捕獲する。
カラス カワウ	地元要望に応じて、銃器を使用して捕獲する。
アライグマ ヌートリア	「加東市アライグマ・ヌートリア防除実施計画」に基づき、箱わなを使用して捕獲する。
ハクビシン	箱わなを使用して捕獲する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
特になし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ・シカ	侵入防護柵 L=5,982m	侵入防護柵 L=5,449m	侵入防護柵 L=5,610m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R5～7	イノシシ シカ	1. 専門業者による効果的な侵入防護柵の設置指導 2. イノシシ侵入防護柵からシカ侵入防護柵への嵩上げによる機能向上 3. 侵入防護柵との一体整備を含めたバッファゾーン整備 4. 電気柵等の効果的な設置方法及び安全対策等の普及啓発・指導 5. 兵庫県森林動物研究センターとの連携による対象鳥獣の生息動向等の情報収集 6. 対象鳥獣を引き寄せない集落づくりの指導 ※ 獣害カルテの作成やセンサーカメラによる観測に基づく指導、誘因物の除去の指導等
	アライグマ ヌートリア ハクビシン	1. 電気柵等の効果的な設置方法及び安全対策等の普及啓発・指導 2. 箱わなの適正な管理 3. 対象鳥獣を引き寄せない集落づくりの指導 ※ 獣害カルテの作成やセンサーカメラによる観測に基づく指導、誘因物の除去の指導等
	カラス カワウ	1. 被害防止対策知識の普及 2. 追い払い活動の推進・実施

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
加東市	鳥獣の監視、住民の避難誘導補佐
(一社)兵庫県猟友会加東支部	鳥獣の捕獲
加東警察署	住民の避難誘導・勧告、交通整理

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ	埋設又は処理施設で焼却処分を基本とするが、捕獲された個体について有効活用を推進する。 令和3年3月以降、県内各地で、野生イノシシにおける豚熱（CSF）感染が確認されているため、捕獲強化を進めるとともに、感染拡大防止を図るため、捕獲従事者の靴底や車両への消毒などの防疫処置の徹底などに取り組む。 また、野生イノシシにおいてCSF感染個体が確認された場合、CSF感染個体確認地点を中心に10km圏内の感染確認地域では、捕獲したイノシシの肉は、原則、自家消費に限るとともに、区域外に持ち出さない等の取組の徹底を図る。
シカ	埋設又は処理施設で焼却処分を基本とするが、捕獲された個体について有効活用を推進する。
アライグマ ヌートリア ハクビシン	炭酸ガスにより安楽死させ、ごみ処理施設において焼却処分とする。
カラス カワウ	ごみ処理施設において焼却処分とする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

該当なし

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	加東市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
加東市内 地区農会	防除方針の検討、被害状況の把握
加東市農業委員会	防除方針の検討、被害状況の把握
(一社)兵庫県猟友会加東支部	被害状況の把握、助言及び捕獲
みのり農業協同組合	有識者による助言及び助成、被害状況の把握
加東市	被害状況の把握、指導及び助成、後継者の育成
加東農林振興事務所	森林動物指導員等による生息地（森林）管理手法の検討・支援及び助成、助言等
加西農業改良普及センター	有識者による助言及び指導

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
森林動物研究センター	有識者による助言及び指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市職員による実施隊を編成し、鳥獣による被害を防止する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

広域的な侵入防護柵の設置については、兵庫県を中心に各市町と連携を図る。
ツキノワグマ対応等について、近隣市町で協力体制を構築し情報共有・資材の貸借による連携を図る。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

1. 鳥獣対策サポーター派遣支援事業を実施していく。

※鳥獣対策サポーター派遣支援事業とは

専門的な知識や技術を持ったアドバイザーが、現地調査、地区勉強会を通じて、地区の鳥獣対策へ助言を行う事業。

2. 獣害ベルト緊急整備事業を実施していく。

※獣害ベルト緊急整備事業とは

山際の区域が人と野生動物の緩衝帯となるよう、間伐などの森林整備を行う事業。